第2回　佐賀市社会教育委員の会議

次　第

１　開会

２　議事

(1) 佐賀市社会教育助成事業補助金について【資料１】

(2) 教育委員との意見交換会における議題及び意見内容について【資料２】

３　閉会

日時：令和８年９月７日（月）
１３時３０分～１５時３０分
場所：青少年センター　大会議室

佐賀市教育委員会　社会教育課

資料１－１　令和８年９月７日
第２回社会教育委員の会議

社会教育助成事業補助金について

本日の説明内容

１．前回の振り返り

・補助対象団体及び積算の考え方（Ｒ６～）

・補助対象団体の現在の状況

・Ｒ９以降の見直し案

２．補助対象団体及び積算の考え方（Ｒ９～）

１．前回の振り返り～補助対象団体及び積算の考え方（Ｒ６～）～

【補助対象団体の考え方】

〇主として、青少年を対象とした事業を行っていること。

〇地域組織がおおむね２０以上あること。

※既補助団体については青少年を対象とした事業を行っているため補助対象団体とするが、今後も引き続き、有効性・公益性の観点から、新たな基準に合致する団体となっているか確認していく。

【積算の考え方】

〇構成組織数（地域組織がない場合は１）×５５,０００円から算出される額を上限とする。

〇ただし、前年度の補助額を越える場合は、前年度の補助額をベースに、他からの金銭的・物的支援等の有無、繰越金の有無などの財政状況、活動内容を精査して決定する。

〇新規補助の場合は、１年目は上限額に0.5を乗する。
２年目は上限額に0.75を乗ずる。
３年目以降は上限額とする。

※補助対象団体及び積算の考え方は、３年を目途に定期的な見直しを行う。

１．前回の振り返り～補助対象団体の現在の状況～

団体名	主として、青少年を対象とした活動をしているか	地域組織がおおむね20以上あるか	補助の可否
佐賀市地域婦人連絡協議会	△	×	対象外
佐賀市PTA協議会	○	○	可
佐野常民顕彰会	△	×	対象外（要検討）
佐賀市青少年健全育成連合会	○	○	可
佐賀市子ども会連絡協議会	○	○	可
佐賀子ども劇場	○	×	対象外（要検討）
佐賀市子育てサークル連絡会	○	○	可

※ ○当てはまる、△一部当てはまる、×当てはまらない

１．前回の振り返り～Ｒ９以降の見直し案～

【① 対象外の団体について】

〇方針案

対象外となり得る２団体（佐野常民顕彰会、佐賀子ども劇場）については、

補助金以外の手法を検討する。

【② 構成組織数について】

現行基準：おおむね２０以上

見直し案：１６以上、３５（小学校区数）を上限とする。

※増加については、総会等の正式な場で決定後に提出された、団体の意思決定が分かる資料に基づき当初予算を要求する。（８月末締切）

２．補助対象団体及び積算の考え方（Ｒ９～）

【補助対象団体の考え方】

〇主として、青少年を対象とした事業を行っていること。

〇地域組織が１６以上あること。ただし、３５（小学校区数）を上限とする。

※地域組織数の増加については、総会等の正式な場で決定後に提出された、
団体の意思決定が分かる資料に基づき当初予算を要求する。（８月末締切）

【積算の考え方】

〇構成組織数×５５,０００円から算出される額を上限とする。

〇ただし、前年度の補助額を越える場合は、前年度の補助額をベースに、他からの金銭的・物的支援等の有無、繰越金の有無などの財政状況、活動内容を精査して決定する。

〇新規補助の場合は、１年目は上限額に0.5を乗する。
２年目は上限額に0.75を乗ずる。
３年目以降は上限額とする。

※補助対象団体及び積算の考え方は、３年を目途に定期的な見直しを行う。

資料１－２　令和８年９月７日
第２回 社会教育委員の会議

社会教育助成事業補助金について

○審議会等への諮問

補助金の交付によって、社会教育関係団体に対する不当な統制的支配や、事業の干渉等があってはならないとされ、社会教育法第１３条において、補助金の配分と使途に慎重を期すために、地方公共団体においては、社会教育委員の会議の議論を経なければならないことになっている。

※社会教育法第１３条
『国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等で政令で定められるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。』

○補助金交付をする社会教育関係団体一覧

	団体名	積算の考え方と積算基準	令和８年度 構成組織数	令和７年度実績額	令和８年度補助金 概算交付額	令和９年度補助金 予算要求額
1	佐賀市ＰＴＡ協議会	構成組織数に対する補助 55,000円×構成組織数	26校区	291,000円	291,000円	291,000円
2	佐賀市青少年健全育成連合会	構成組織数に対する補助 55,000円×構成組織数	26校区	1,430,000円	1,430,000円	1,430,000円
3	佐賀市子ども会連絡協議会	構成組織数に対する補助 55,000円×構成組織数	24校区	1,265,000円	1,320,000円	1,320,000円
4	佐賀市子育てサークル連絡会	構成組織数に対する補助 55,000円×構成組織数	18校区	742,500円	990,000円	990,000円
	＊各団体への補助金の額は、予算の範囲内において決定する。			(3,728,500)	(4,031,000)	(4,031,000)

資料２　令和８年９月７日
第２回 社会教育委員の会議

教育長及び教育委員との意見交換会について

教育委員会の構成＝教育長１名と教育委員５名

氏　名	任　　期
丹宗成一教育長	令和５年１１月５日～令和８年１１月４日
堤和義委員（職務代理者）	令和７年１１月５日～令和１１年１１月４日
山田久三江委員	令和５年１１月５日～令和９年１１月４日
槇原靖宏委員	令和６年１１月５日～令和１０年１１月４日
鳥飼亜由美委員	令和６年１１月５日～令和１０年１１月４日
長﨑美聡委員	令和４年１１月５日～令和８年１１月４日

意見交換会の目的

・教育長及び教育委員と意見交換を行い、社会教育分野での情報共有及び相互理解を深め、今後の教育行政に反映させることを目的として実施する。
・本市では平成３０年度から隔年で開催している。（前回：令和６年度）
・今回の意見交換会において、何かしらの答え又は方向性を導き出そうとするものではない。

〔参考〕
佐賀県社会教育委員連絡協議会の活動方針に教育委員との意見交換会の開催が掲げられている。

意見交換会の議題（案）

「令和７年度佐賀県社会教育委員の会議　提言」より

〇不登校の子どもを地域で支える仕組みづくりについて

不登校児童生徒が増加する中、学校内の支援だけでなく、公民館や青少年施設、地域団体、民間の居場所など、学校・家庭以外の場とのつながりが求められている。地域にある社会資源の情報共有や、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部等を通じた連携の必要性について考える。

・不登校の子どもが安心して過ごせる地域の場として、どのような場所が考えられるか
・学校が把握する子どもの状況と、地域の社会資源をどのようにつなぐか
・公民館や青少年センター等は、どのような役割を担えるか
・支援を必要とする子どもや保護者に、地域の情報をどう届けるか

〇保護者に寄り添う家庭教育支援について

共働き世帯や核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての悩みを家庭だけで抱え込む保護者が増えている。一方、家庭教育に関する講座や相談窓口があっても、必要な保護者に情報が届きにくいことが課題とされている。

・保護者が参加しやすい家庭教育講座や交流の場とはどのようなものか
・講座に参加しない、または参加できない保護者にどう働きかけるか
・学校、ＰＴＡ、公民館、子育て支援部局等の連携をどう進めるか
・ＳＮＳや学校からの情報発信をどのように活用するか
・保護者同士が気軽に話し、つながることができる場をどうつくるか

〇子どもの体験不足・体験格差の解消に向けた地域の取組について

自然体験や地域活動への参加が減少していることに加え、家庭の経済状況や地域環境などによって、子どもの体験機会に差が生じている。特別なイベントだけでなく、身近な地域で継続的に参加できる活動を増やす取組などについて考える。

・家庭の経済状況等にかかわらず参加できる体験活動をどう増やすか
・公民館、学校、地域団体、企業等がどのように連携できるか
・子どもや保護者に体験活動の情報を確実に届ける方法
・子どもの意見を企画に取り入れ、運営にも参加してもらう方法
・単発の体験を、地域との継続的なつながりにつなげるにはどうすればよいか

【参考】令和６年度に開催した意見交換会の議題
〇家庭・学校以外での青少年の居場所づくり
〇家庭教育の支援について
〇公民館に期待する役割について

スケジュール

(1) 意見交換会の議題の決定（本日：第２回社会教育委員の会議）
(2) 教育長及び教育委員へ意見交換会の概要説明
(3) 社会教育委員からの意見集約（１２月中）
事前に意見を提出していただき、どの議題で発言していただくか割振りを行う。
(4) 教育長及び教育委員へ社会教育委員の集約意見を事前に配布
(5) 集約した意見に基づき意見交換を実施

【参考】令和６年度意見交換会次第（９０分）
① 教育部長挨拶（５分）
② 自己紹介（５分）
③ 意見交換（７５分）
④ 教育長総括・閉会（５分）

意見交換の方法

意見交換では、議題に対し社会教育委員の意見を中心に次の手順で実施
①社会教育委員からの意見
②教育長・教育委員からの意見　｝１項目ずつ①②を繰り返す
③まとめ（社会教育委員長）

開催日時

令和９年１月２６日（火）午後　〔９０分間予定〕